

## 米子市景観計画における緑化施設の面積算出方法について

米子市景観計画景観形成基準で審査を行う際の緑化面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とします。

### 一 建築物の外壁の直立部分に整備された緑化施設

緑化施設が整備された外壁の直立部分の水平投影の長さの合計に一メートルを乗じて得た面積

(参考) ツル性植物による壁面緑化面積



緑化面積 = 延長 A × 1.0m

### 二 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設

次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計

イ 樹木 次のいずれかの方法により算出した面積の合計

(1) 樹木ごとの樹冠（その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

(参考) 樹冠の水平投影面積

緑化面積 = 半径 B の 2 乗 × 円周率



(2) 樹木（高さ一メートル以上のものに限る。以下（2）において同じ。）ごとの樹冠の水平投影面について、次の表の上欄に掲げる樹木の高さに応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる半径をその半径とし、当該樹木の幹の中心をその中心とする円とみなして算出した当該円（その水平投影面が他の樹木の幹の中心をその中心とする円とみなしてその水平投影面積を算出した当該円の水平投影面又は（1）の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

樹木の高さ	半径
一メートル以上二・五メートル未満	一・一メートル
二・五メートル以上四メートル未満	一・六メートル
四メートル以上	二・一メートル

(3) 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分であって、次に掲げる条件に該当するもの（その水平投影面が（1）の樹冠の水平投影面又は（2）の円の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

(i) 当該被われている部分に植えられている樹木の本数が、次に掲げる式を満たすものであること。

$$A \leq 18 T_1 + 10 T_2 + 4 T_3 + T_4$$

この式において、A、 $T_1$ 、 $T_2$ 、 $T_3$ 、 $T_4$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 当該部分の水平投影面積（単位 平方メートル）

$T_1$  高さが四メートル以上の樹木の本数

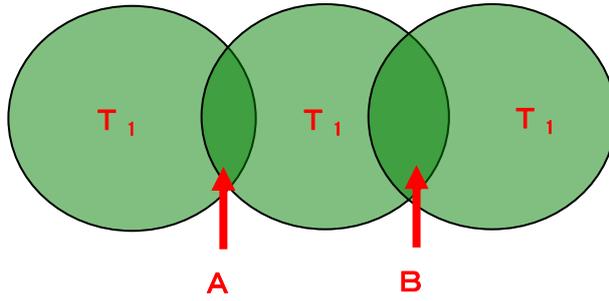
$T_2$  高さが二・五メートル以上四メートル未満の樹木の本数

$T_3$  高さが一メートル以上二・五メートル未満の樹木の本数

$T_4$  高さが一メートル未満の樹木の本数

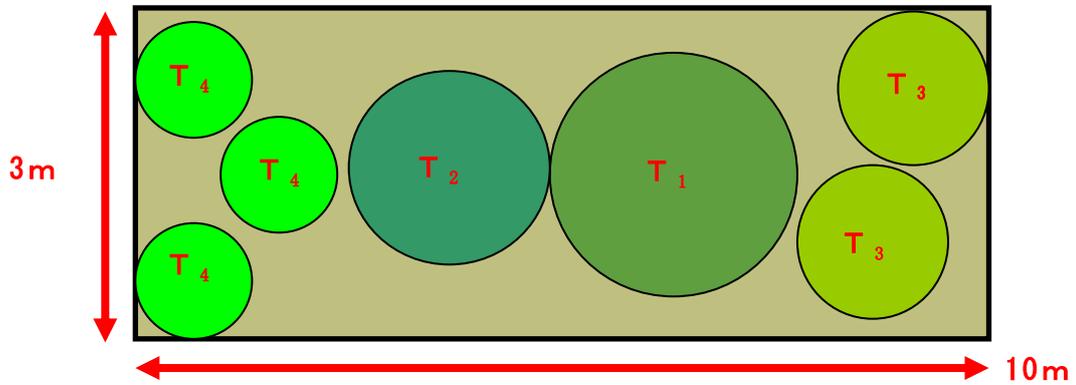
(ii) (i) の樹木が当該部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていること。

(参考) 水平投影面と一致する部分を除く考え方



$$\text{緑化面積} = 13.8 \text{ m}^2 \times 3 \text{ 本} - (A \text{ m}^2 + B \text{ m}^2)$$

(参考)  $A \leq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$  の考え方

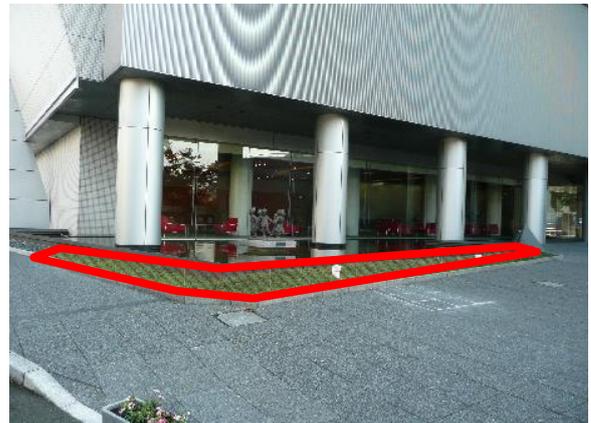


$$18 \times 1 + 10 \times 1 + 4 \times 2 + 1 \times 3 = 39 \text{ m}^2 \rightarrow \text{緑化敷地面積推定値}$$

$\Rightarrow 3\text{m} \times 10\text{m} \leq \text{緑化敷地面積推定値}$  となり成立する。

ロ 芝その他の地被植物 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分（その水平投影面がイの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積

(参考) 表面が被われている部分の水平投影面積

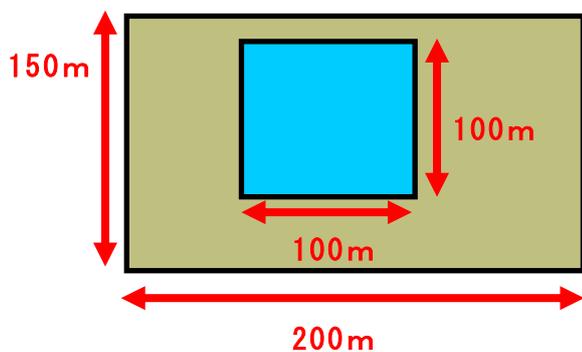


ハ 花壇その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち草花その他これらに類する植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分（その水平投影面がイ又はロの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積  
 （参考）花壇その他これらに類するもの水平投影面積



【注意】

※米子市景観計画における届出対象行為に係る敷地面積が 1,000 m<sup>2</sup> 以上の場合、その敷地面積から建築面積（築造面積）を除いた面積の 3% 以上を緑化することが必要です。



$$(150\text{m} \times 200\text{m} - 100\text{m} \times 100\text{m}) \times 3\% = 600\text{m}^2$$

⇒ 600 m<sup>2</sup> 以上の緑化面積が確保されなければ  
 勧告対象

景観法に基づく行為届出や景観形成基準の詳細などについては、景観法、景観法施行令、景観法施行規則、米子市景観条例及び米子市景観計画等でご確認下さい。  
 また、届出手続き、その他景観に関するご質問等は、下記までお問い合わせ下さい。



米子市都市整備部建築相談課

〒683-8686 米子市加茂町一丁目 1 番地 電話 (0859) 23-5293

平成 22 年 2 月 ③